

## 平成28年度第3回県政モニターアンケート結果の概要について

### 1 調査の概要

- (1) 調査期間 平成29年1月4日～平成29年1月18日
- (2) 調査方法 郵送、Eメール
- (3) 調査対象 県政モニター 196名
- (4) 回収数(率) 163名(83.2%)
- (5) 調査内容 地下水の保全に関する意識調査

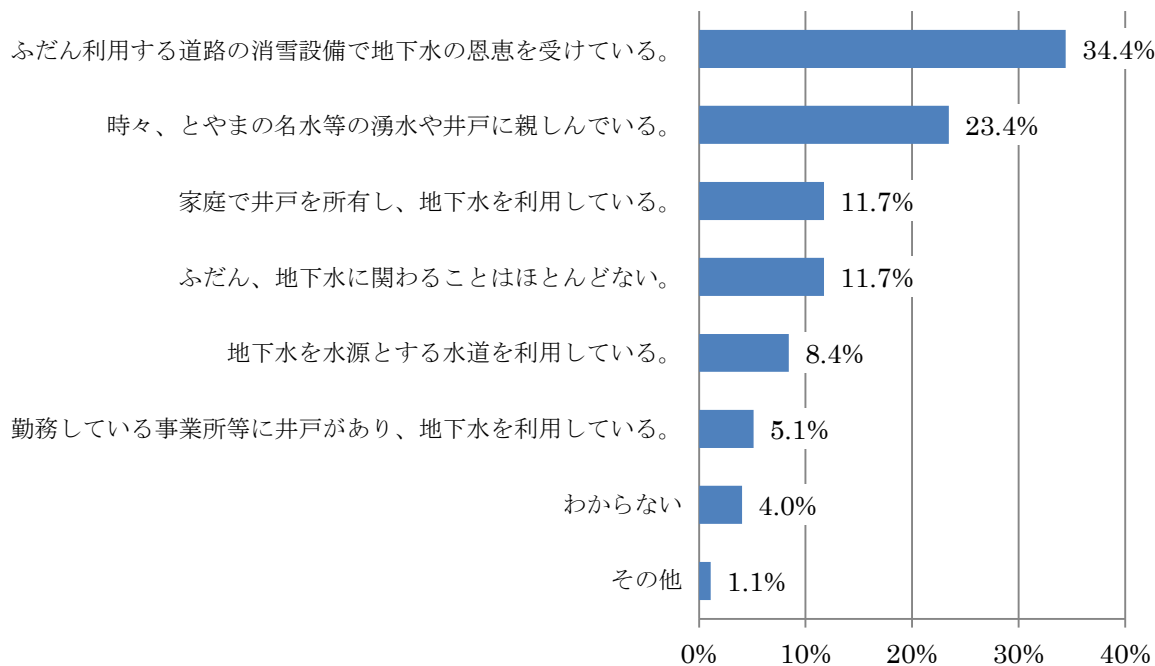
### 2 調査結果の概要

※ 回答率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。

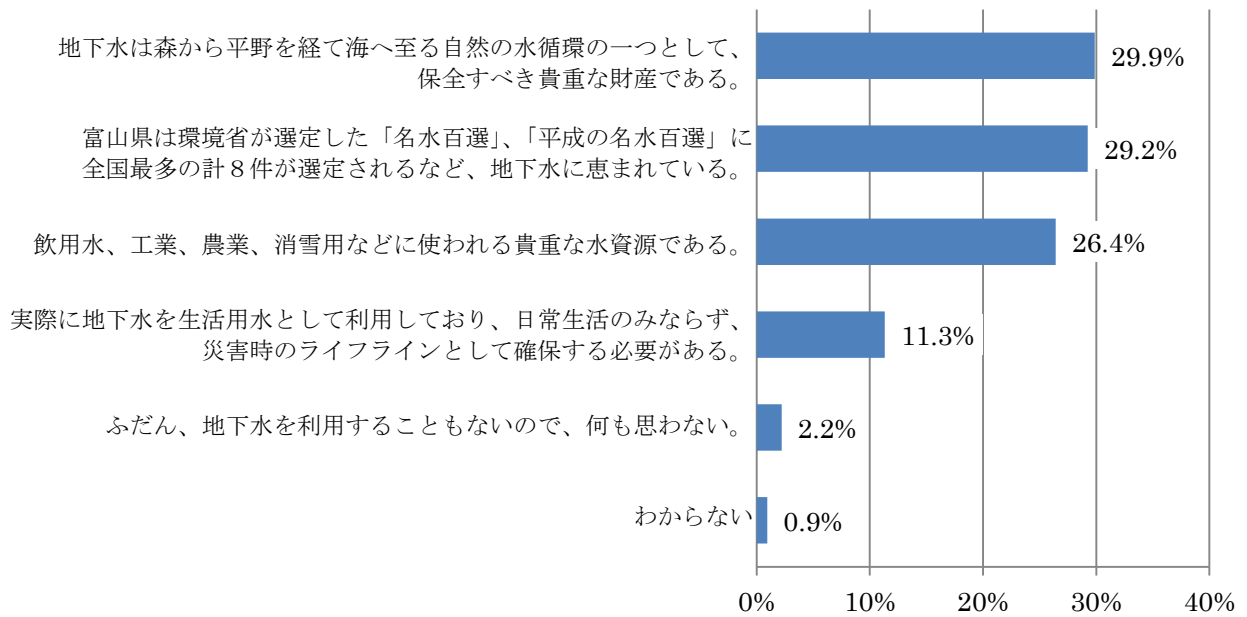
県では、県民共有の貴重な財産である地下水を保全するため、「地下水指針」を制定し、さまざまな施策を行っています。

このアンケートは、地下水の保全について皆様の率直なご意見をお聞きし、来年度から改定に向けて検討を進める「地下水指針」に反映するために行うものです。

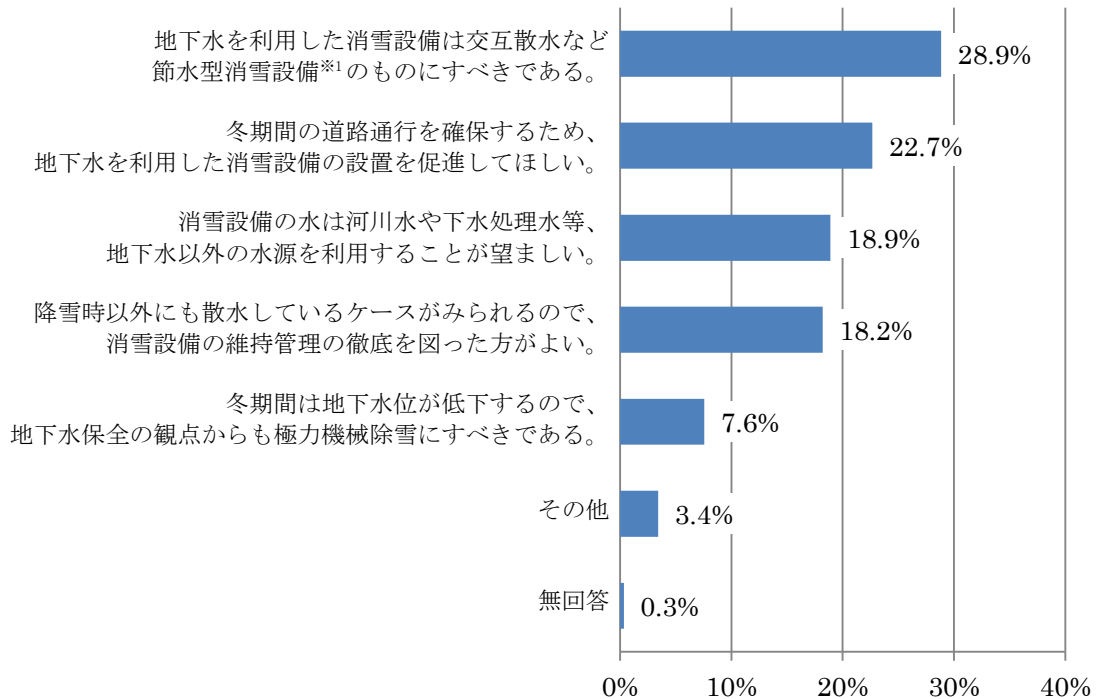
#### 問1 あなたは、ふだん地下水とどのように関わっていますか。



## 問2 あなたは、富山県の地下水について、どのようにお考えですか。

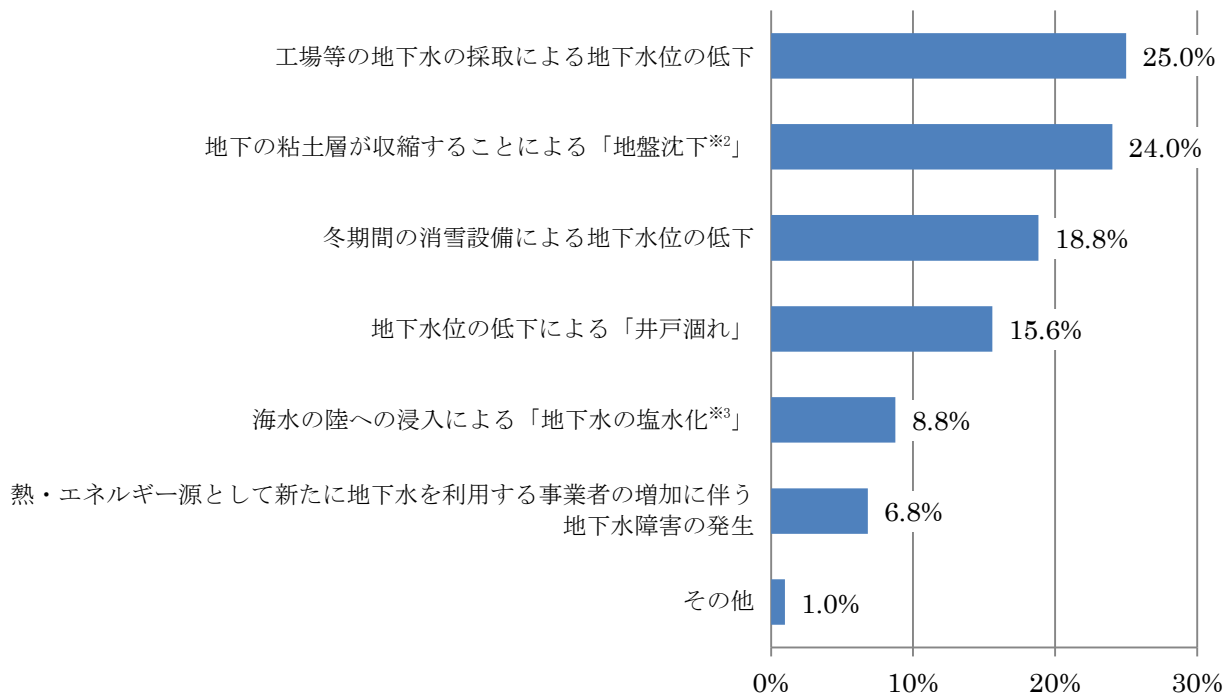


## 問3 冬期間の地下水利用による消雪設備について、どう思いますか。



※1 節水型消雪設備… 設備の運転時間をタイマーで制御して間欠散水したり、散水する場所を交互に変更したりすることによって、地下水の量を節水するもの。

**問4 過剰な地下水の汲み上げにより、以下の項目のような井戸<sup>か</sup>涸れや地盤沈下等の地下水障害が生じることがありますが、これらのうち懸念しているものはどれですか。**



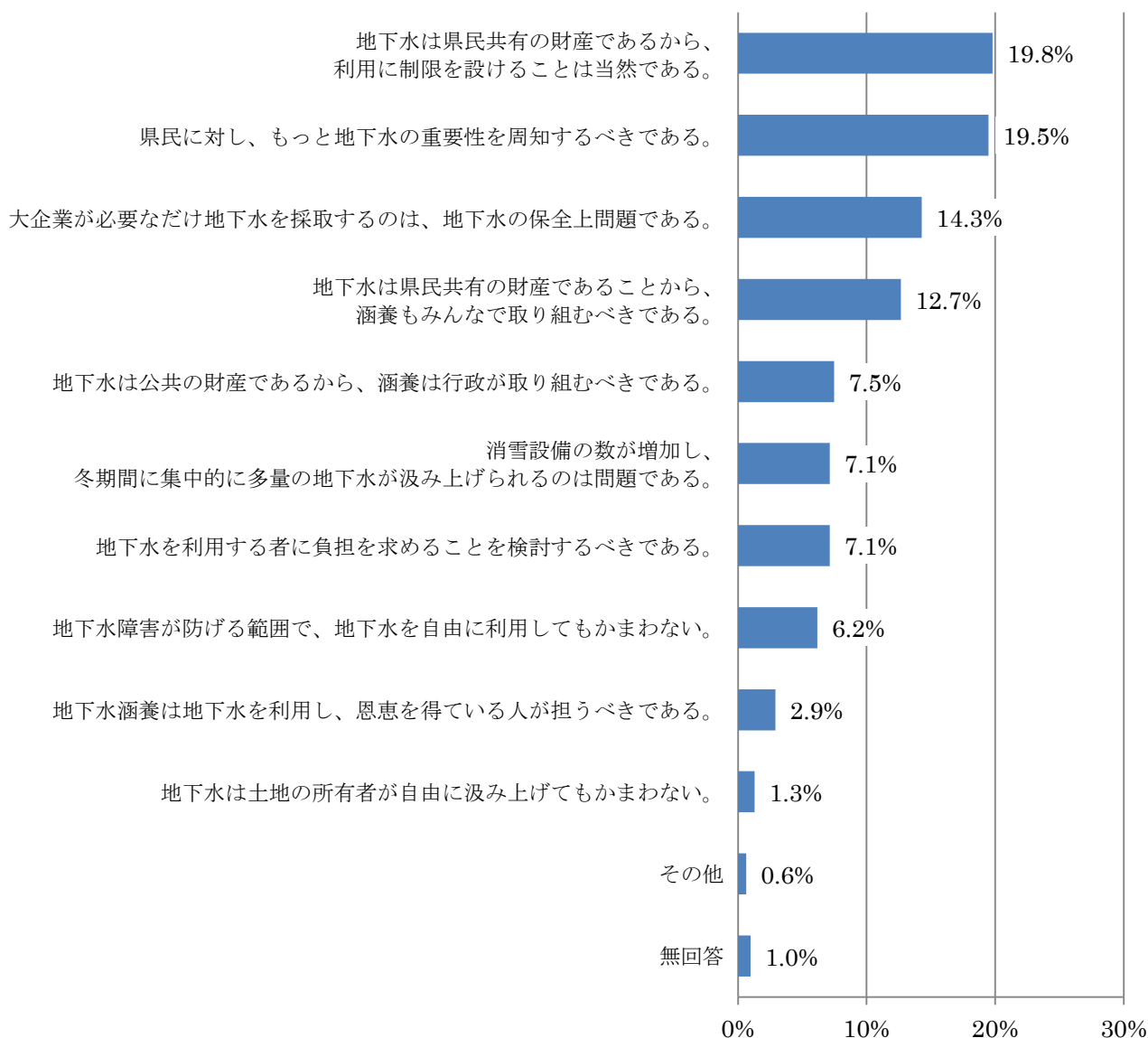
※2 地盤沈下… 地下水を過剰に汲み上げることにより、地中の粘土質の地層に含まれる水分が絞りだされ、その粘土質の地層が収縮することにより地面が沈む現象

※3 塩水化… 過剰な汲み上げにより地下水の流れが弱まると、塩水が陸側に入り込み、それが井戸に到達して塩水が混じってしまう現象

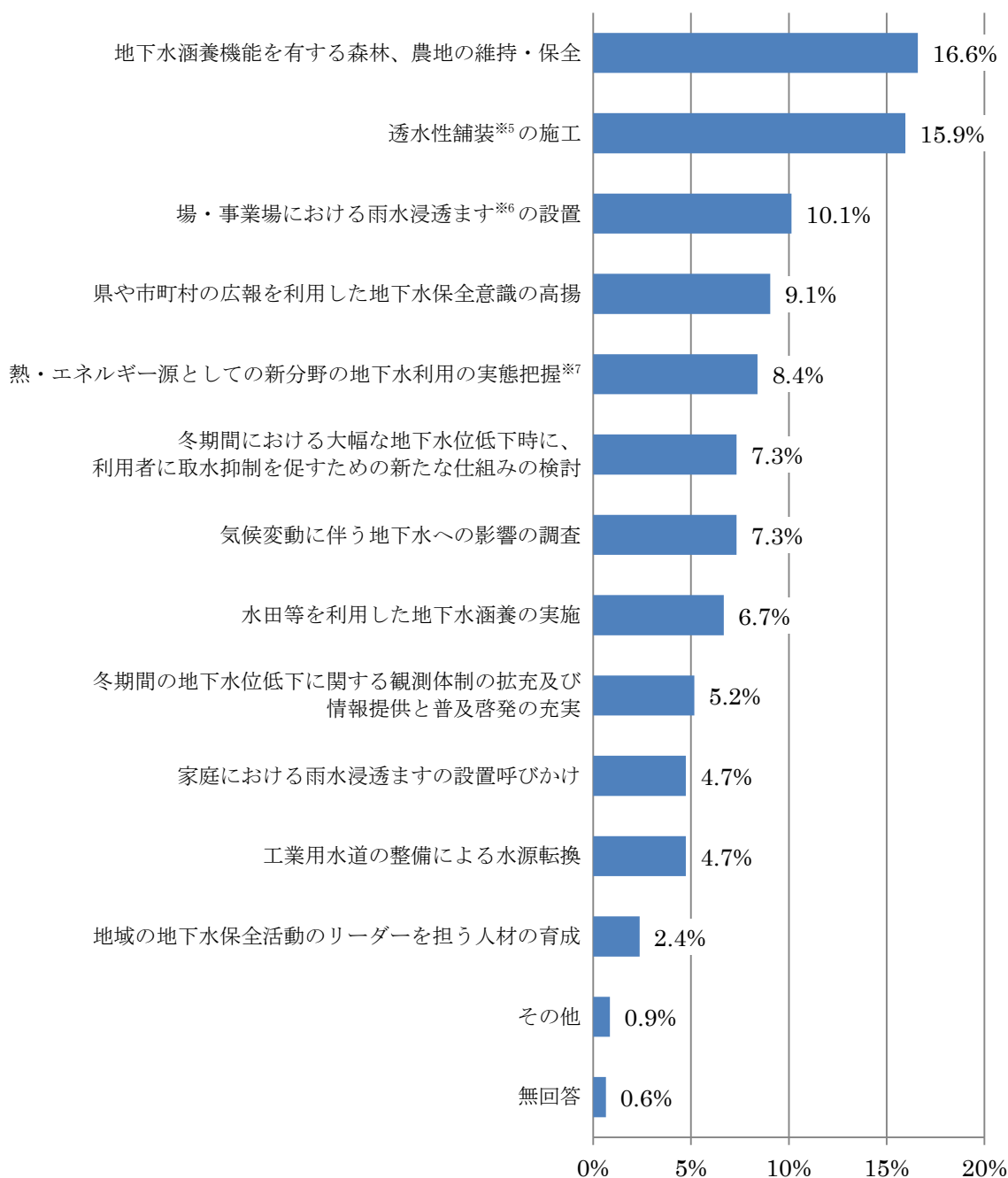
**問5** 民法では、地下水は土地の所有者に権利があるとされていますが、平成26年に「水循環基本法」が制定され、地下水は公共性の高いものであることから、適正な利用を行うことが定められました。

こうしたなか、地下水の汲み上げは周辺の地下水利用に障害を与えることがあることから、あなたは、地下水の保全や涵養※4についてどのようにお考えですか。

※4 地下水の涵養…地下水を増やすため、雨水や表流水等を地下にしみこませること



**問6 地下水の保全のために行政や事業者で取り組んだ方が良いと思われる有効な対策は何だと思えますか。**

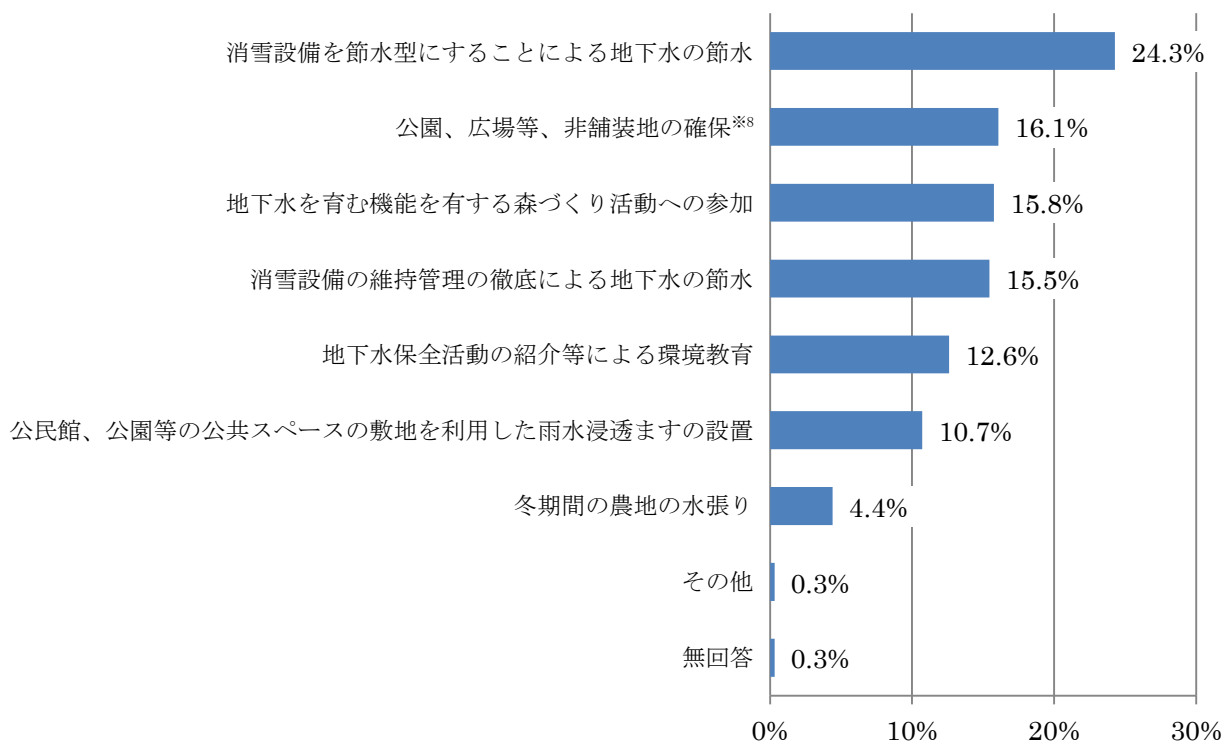


※5 透水性舗装 …普通の舗装よりきめが粗く、雨水が地中に浸透しやすい構造の舗装

※6 雨水浸透ます…土中に埋め込んだ“ます”に雨どい等から流れ込んだ雨水を浸透させるもの

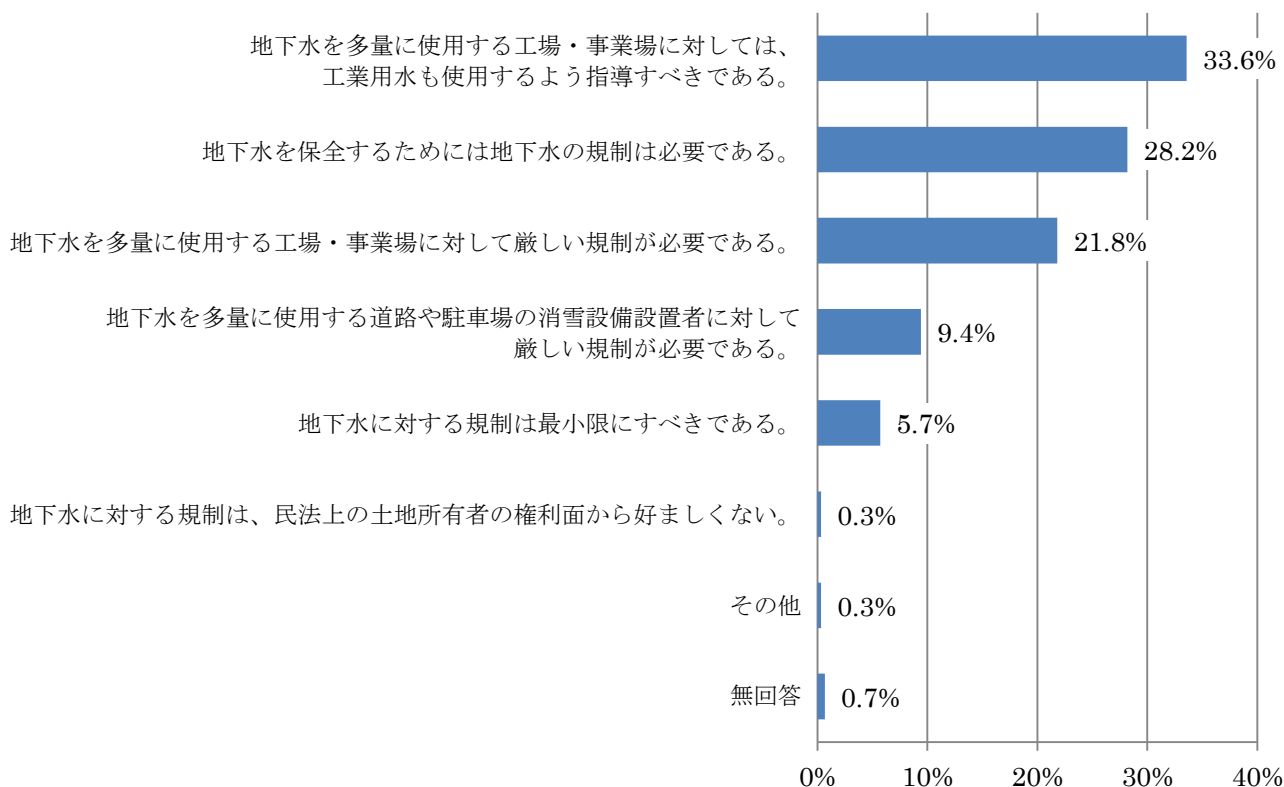
※7 全国的には、ビル等における冷暖房用途や地熱発電用途の地下水・地中熱利用設備の設置件数の顕著な増加がみられています。

**問7 地域で取り組んだほうがよいと思われる地下水保全活動にはどのようなものがあると思いますか。**

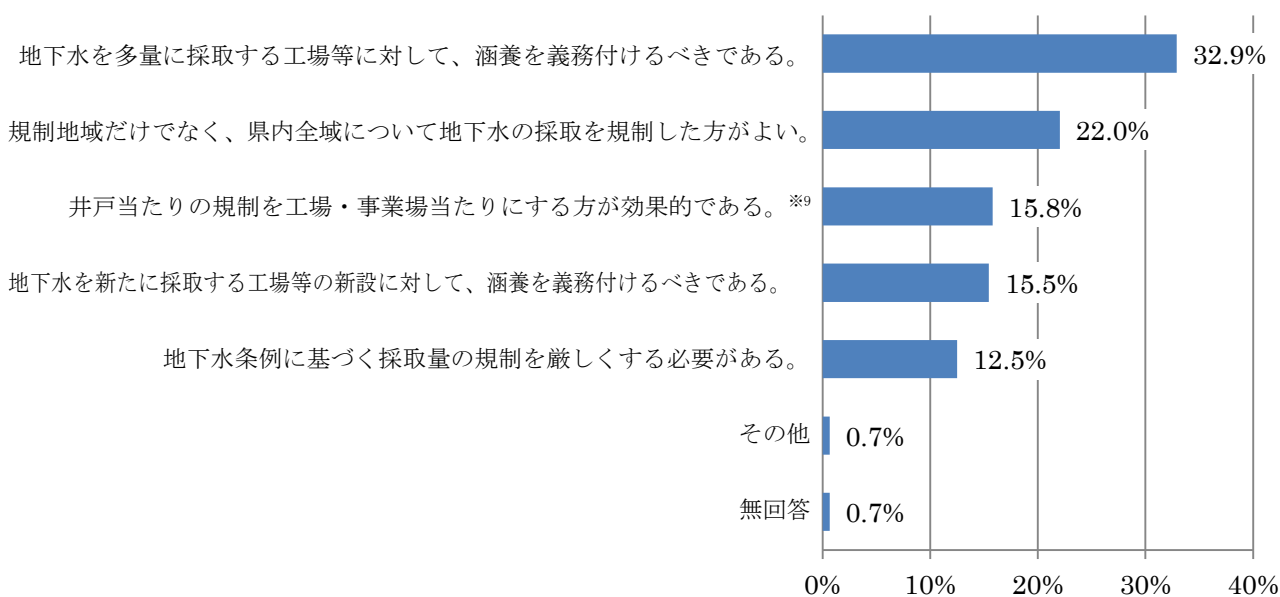


※8 非舗装地の確保…アスファルト化、コンクリート舗装等により、地下への水の浸透が妨げられることを防ぐよう配慮する取組み

## 問8 地下水の規制について、どう思いますか。



## 問9 県では、これまで地盤沈下や地下水位の低下が生じるおそれがある地域（規制地域：富山市、高岡市、射水市の市街地及び海岸付近の区域）について、条例により採取量の規制や揚水設備の届出を義務付けていますが、地下水の規制のための施策について推進した方がよいと思うものはどれですか。



\*9 現在の条例では、規制地域においては井戸1本当当たりの採取量の上限を800[m<sup>3</sup>/日]とするよう規制しています。これを、「工場・事業場の単位で汲み上げられる地下水の総量」として規制する方法に変更するという考え方です。

問 10 県では、地下水指針について、平成 29 年度から改定に向けた検討を予定しています。この改定に当たり、充実した方がよいと思われる施策は何ですか。

